

議案第 86 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更に関する件（龍門滝温泉）

平成28年12月19日、議案第90号で議決を経た「公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）」について、指定期間を次のように変更したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

2018年（平成30年）11月27日提出
始良市長 湯元敏浩

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

1 管理を行わせている公の施設の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------|------------------|
| 龍門滝温泉 | 始良市加治木町木田5271番地1 |

2 指定管理者

福永建設株式会社

3 指定の期間

変更前 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

変更後 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで